

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法がスタートします

「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」は、国の行政機関、地方公共団体など民間事業者における

障害を理由とする差別がなくし、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

ポイント

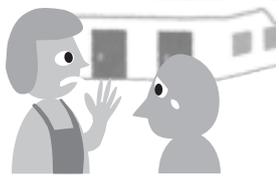
しょう りゆう さべつ きんし 障がい理由とする差別の禁止

ふとう さべつてきと あつか きんし 不当な差別的取り扱いの禁止

しょうがい理由として、せidou りゆう 障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなことをしてはいけません。



れい しょう りゆう 例 障がいを理由にアパートを貸してもらえない



こうりてきはいりよ ていきよう 合理的配慮の提供

しょうがいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁※を取り除くために必要で合理的配慮を行うことが求められます。

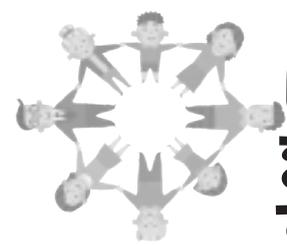
れい ひつだん よ あ 例 筆談や読み上げなど、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段で対応すること



れい みせ はい 例 お店に入ろうとしたら車いすを理由に断られた。



れい くるま かた の 例 車いすの方が乗り物に乗るときに手助けをすること



ほうりつ つぎ さだ 法律では次のように定められています

く ぶん 区 分	ふとう さべつてきと あつか きんし 不当な差別的取り扱い	こうりてきはいりよ ていきよう 合理的配慮の提供
くに ぎょうせいきかん ちほうこうきょうだんたい 国の行政機関・地方公共団体	ふとう さべつてきと あつか きんし 不当な差別的取り扱いが禁止	こうりてきはいりよ おこな 合理的配慮を行わなければなりません
みんかんじぎょうしゃ こじんじぎょうしゃ IPバーの非営利事業者も含まれます	ふとう さべつてきと あつか きんし 不当な差別的取り扱いが禁止	こうりてきはいりよ おこな つと 合理的配慮を行うよう努めなければなりません

【制度に関するお問い合わせ先】

- 福祉課障がい福祉係
☎ 381-1031 FAX 381-1073
- 障がい者支援センター
(いきいきセンターさわまち内)
☎ 802-5004 FAX 387-8655

【制度に関する詳細】
内閣府ホームページで「障害者差別解消法」と検索してください。

※社会的障壁とは？

しょうがいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。通行、利用しにくい施設、設備や制度のほか、障がいのある方への偏見や障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など。

- れい まち だんさ 例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車いすは進めなくなります
- れい しょうるい 例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます
- れい ホームページ 例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません

行政不服審査法の全部改正

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てることができ、公正性の向上、使いやすさの向上などの観点から、約50年ぶりに抜本的に見直されました。

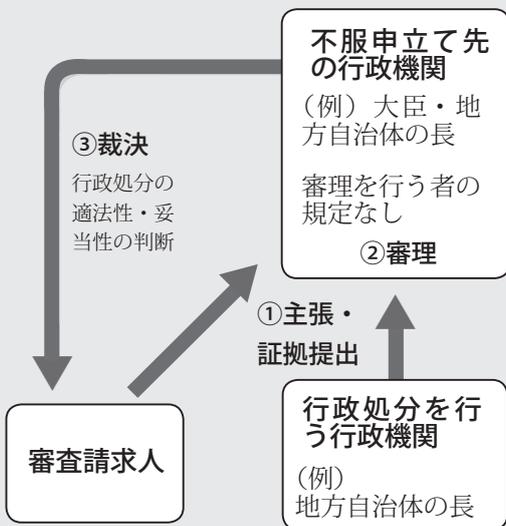
平成28年4月1日以降にされた処分に対する不服申立てから、新しい不服申立制度が適用されます。



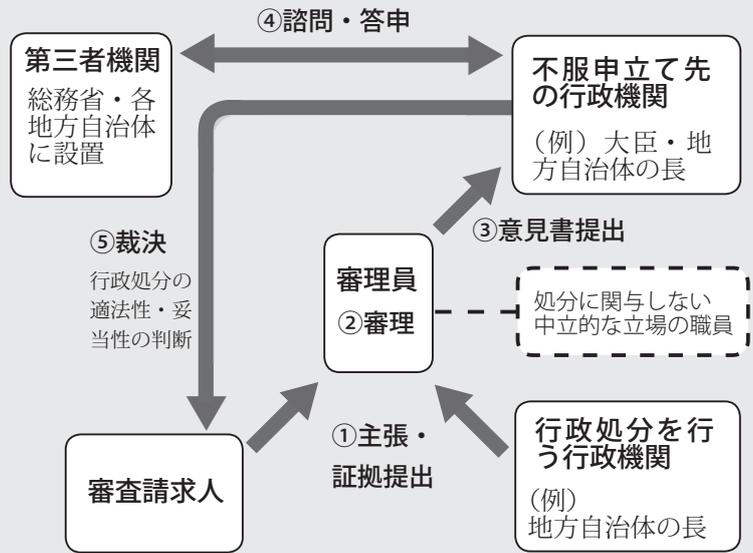
・主な改正点・

- 1 不服申立ての種類の一元化**
「審査請求※1」と「異議申立て※2」の異なる2つの不服申立ての手続が、原則として審査請求に一元化されます。
- 2 審理員制度の導入**
一定の要件を満たす職員を審理員として指名し、中立的な立場で公正な審理を行います。
- 3 第三者機関への諮問手続の導入**
有識者で構成される第三者機関が新たに設置されます。この第三者機関が事前に判断の妥当性をチェックします。
- 4 審査請求期間の延長**
従来の60日間から3か月間に延長されます。
- 5 不服申立てで前置の見直し**
不服申立てに対する判断の後でなければ、裁判所への出訴（訴え出ること）ができないことについて見直しがされました。これにより、直ちに訴え出ることができるものが増えます。
【詳細】総務部総務課法制係
☎ 381・1065

従来の制度



新たな制度



政策などに関する資料の公開

「えべつ未来づくりビジョン」(第6次江別市総合計画)の推進に関する資料として、平成28年度「施策展開方針計画書」・「えべつ未来戦略推進計画書」・「事務事業評価表(改革版)」を公開します。

【公開場所】市役所本庁舎1階情報公開コーナー、情報図書館、市ホームページ

【詳細】政策推進課

☎ 381・1295

市民参加予定事業のお知らせ

市民の皆さんがより市政へ参加いただけるよう、委員の公募やパブリックコメントなど、平成28年度の市民参加予定事業を取りまとめ、左記の所で配布しています。

なお、現時点の予定のため、変更となる場合がありますので、ご了承ください。

【配布場所】政策推進課(市役所本庁舎2階)、市役所本庁舎1階情報公開コーナー、市役所大麻出張所、水道庁舎、情報図書館、市民会館、各公民館、豊幌地区センター、野幌鉄南地区センター、市ホームページ

【詳細】政策推進課

☎ 381・1033